

特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘花むすび 利用料金表(概算)

(要介護度別にそれぞれのご利用料金目安を記載しております。1日単位、1か月単位の違いにご留意ください)

◎基本ご利用料金（1月あたり）

介護保険利用（原則1割自己負担）

2025/8/1現在

要介護度			1	2	3	4	5
1日あたりの 単位数	基本サービス費		670	740	815	886	955
	日常生活継続支援加算Ⅱ		46				
	夜勤職員配置加算Ⅱ		18				
	看護体制加算Ⅰ		4				
	看護体制加算Ⅱ		8				
	栄養マネジメント強化加算		11				
1か月あたりの 単位数	科学的介護推進体制加算Ⅱ		50				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		算定した総単位数の1000分の140に相当する単位				
1日あたりの 自己負担額	食費		1,445（軽減制度があります）				
	おやつ		120				
	居住費		2,066（軽減制度があります）				
1か月（30日） あたりの 利用料金目安	第1段階		65,647	68,106	70,740	73,234	75,657
	第2段階		68,347	70,806	73,440	75,934	78,357
	第3段階①		90,847	93,306	95,940	98,434	100,857
	第3段階②		112,147	114,606	117,240	119,734	122,157
	第4段階（通常）	1割負担	135,577	138,036	140,670	143,164	145,587
		2割負担	162,223	167,141	172,409	177,398	182,244
		3割負担	188,870	196,246	204,149	211,632	218,901

※ 1単位は10.27円となります（地域区分6級地）。また、加算は変更になる可能性があります。

※ 一定以上所得者は2割もしくは3割負担となります。

《特定入所者介護サービス費による食費・居住費の軽減制度について》

食費・居住費の負担が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る制度です。※負担限度額認定証の適応有無につきましては、お住いの市町村までお問合せください。

段階	本人・世帯（別世帯の配偶者含む）の収入・所得の状況	1日あたりの自己負担額	
		食費	居住費
第1段階	世帯全員が生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等の方	300円	880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、年金収入等が80.9万円以下の方 （預貯金等が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下）	390円	880円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、年金収入等が80.9万円超～120万円以下の方 （預貯金等が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下）	650円	1,370円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、年金収入等が上記以外の方 （預貯金等が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下）	1,360円	1,370円
第4段階	市町村民税課税世帯の方	1,445円	2,066円

◎その他の費用

内容	費用
日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者負担が適当と判断する費用をご負担いただきます。	実費
移動理美容「そよ風」の利用料金です。 ※パーマ、染髪は別料金となります。	カット3,300円/1回
施設内にある喫茶「花林」を利用された際の費用です。	200円/1杯
利用される方の預かり金を管理する手数料をご負担いただきます。	1,000円/1か月
入院・外泊時でお部屋の確保、荷物の管理が必要な場合の費用となります。	2,066円/1日